

平成23年度社会福祉法人江南市社会福祉協議会事業計画

[基本方針]

わが国は、少子高齢化、人口減少、核家族化が進行し、また職場、地域社会や家庭の機能が大きく変容していく中で、働き方の多様化、女性の社会進出等、人々の生き方や暮らし方が多様化しています。また規制緩和や経済の低迷の流れを受けて「雇用止め・派遣切り」が失業や住居喪失を生み出す等「新たな貧困」が顕在化し、人々の生活不安は一段と高まっています。また地域主権が確立されつつある今日、福祉施策の基本は地方公共団体が担うことになり、行財政改革が進められる中で地域福祉を推進するための財源確保が大きな課題となっています。昨年、「無縁社会」という言葉や「消えた高齢者問題」がクローズアップされ、人と人とのきずなが失われつつある今日においても、長年暮らし続けた親しみのある地域で安心して尊厳を持って暮らし続けることが多くの人々の願いです。これを実現するためには、必要な質の高いサービスの充実とともに、地域の互いを支える力を強化することが必要です。特に生活圏域における住民同士が支え合う地域づくり、セーフティネット機能としての相談支援体制や福祉サービス等の社会資源の充実、福祉人材の確保に向けた取り組みが求められています。

江南市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に規定された「地域福祉推進の中核的な役割を担う団体」としてふさわしい活動を展開するために、市民、企業、学校等の一層の理解と協力を求めつつ、区長・町総代、民生児童委員、ボランティア組織及び福祉団体や関係機関、特に福祉事務所やハローワーク等の行政機関との緊密な連携と市行政と協調を図り、多様な参画による助け合いと暮らしやすい地域づくりの推進、総合相談支援体制及び地域で安心して暮らすための仕組みづくりの構築、良質な福祉サービスの提供支援に取り組み、「第2次江南市地域福祉活動計画」のスローガンである、「福祉力アップで暮らしの安心の実現を目指して」の具現化を目指していきます。

さらに福祉に関する総合相談窓口としての地域福祉サービスセンターの機能強化を図りながら、身寄りがなく低所得者層の高齢者や障がい者で自己判断能力が乏しくなった方への権利擁護としての法人後見等を受任するために、今年の11月1日に開設した「江南市成年後見センター」の適正な運営を図るとともに、介護保険法や障害者自立支援法の一民間事業者として、市場原理の厳しい経営を迫られている中で質の高いサービス提供に努め、事業の安定経営を図ります。また共同募金改革が進められる中で地域福祉財源である市民の会費、共同募金を積極的に誘導し地域福祉財源を確保しながら、さらなる地域福祉の推進に取り組んでまいります。

以上の基本方針を進めるために次の事項を重点目標とします。

[重点目標]

1. 多様な住民の参画による助け合いと暮らしやすい地域づくりの推進

- (1) 住民参加による地域福祉の推進を図るため、民生委員児童委員協議会、共同募金委員会、区長・町総代を始めボランティア組織等民間各種団体及び各福祉施設との連携を密にして、理解と協力を深め事業の効果的な推進に努めます。
- (2) 市行政との密接な協調を図り地域福祉事業の推進に努めます。
- (3) 福祉課題を抱えている当事者の組織化や活動支援の充実に努めます。
- (4) 地域福祉活動への住民参加の促進やボランティア活動の振興に努めます。
- (5) 小学校区または中学校区を基盤とした日常生活圏域において、住民同士が支え合う地域づくりの構築を目指します。
- (6) 地域における福祉課題の気づきや住民主体形成を側面的に支援するために、学校や地域を基盤とした福祉教育を推進します。
- (7) 第2次江南市地域福祉活動計画の普及や多様な住民や福祉関係者の参画により実践し、市民が安心して暮らせるまちづくりの推進に努めます。

2. 総合相談支援体制及び地域で安心して暮らすための仕組みづくりの構築

- (1) 地域福祉サービスセンターの機能強化を図り、障がい者の相談支援に努めます。
- (2) 弁護士の協力を得ながら、高齢者や障がい者等の社会的支援が必要な方の権利擁護に関する「無料法律相談」を実施するとともに、専門機関と連携し、相談支援体制の充実に努めます。
- (3) 行政や関係機関と連携し、社会的支援が必要な方に対する後見業務の受任や後見手続の事務支援等を行う「江南市成年後見センター」を運営し、利用者が安心して暮らせる支援体制を充実します。

(4) 障がい者の個別支援体制や地域課題の解決方法に向けた仕組みづくりの構築に努めます。

(5) 高齢者が地域で安心して暮らすための地域包括ケアシステムの構築に努めます。

(6) 災害時における災害救援ボランティアセンターの運営及び機能や要援護者への支援について関係機関との協議を推進し、災害に強いまちづくりに努めます。

3. 良質な福祉サービスの提供等

(1) 個人の尊厳を基本とし、利用者の利益を保護し、質の高いサービス提供に努めます。

(2) 介護保険法及び障害者自立支援法における指定訪問介護事業者及び介護支援事業者として、ホームヘルパー、ケアマネージャー等の人材確保及び研修を実施し、サービスの向上に努めます。

(3) 居宅介護支援事業者として、サービスの調整及び介護サービス計画の作成等介護支援に努めます。

(4) 情報開示、苦情解決等の体制の充実を図り、利用者本位の福祉サービス提供体制の整備に努めます。

4. 法人経営基盤の強化

(1) 経済社会情勢の変化に対応した主体的な法人経営に努めます。

(2) 法人経営基盤を強化にするために中・長期的視点において財源確保に努めます。

(3) 指定管理者として、老人福祉センター及び中央コミュニティセンターの適切な管理・経営に努めます。

(4) 業務に応じた適切な人員配置を行い、良質な経営に努めます。また介護職員の処遇改善に努めます。

〔各種施策及び事業〕

1. 法人運営事業

本会の法人運営の基盤強化や円滑な運営、公聴広報活動に努めます。

- (1) 理事会及び評議員会の適切な運営をします。
- (2) 必要に応じて理事及び監事等の研修の実施や委員会等を設置します。
- (3) 区長・町総代のご協力のもと、会員の加入促進による会費の増額や公的資金の導入等により、安定した事業財源の確保に努めます。
- (4) 地域福祉活動の財源となる共同募金運動に対し、受配団体として共同募金委員会と連携し募金活動の促進を図ります。
- (5) 社協専任職員の資質向上のため、研修は積極的に参加します。
- (6) 第2次江南市地域福祉活動計画に基づく事業を実施するために、組織機能及び組織体制について検討します。
- (7) 地域福祉のニーズと社会情勢に応じた事務事業の効率化に努めます。
- (8) 市民への情報提供により福祉活動に対する理解と協力・参加を求めるとともに、本会のPRに努めます。
- (9) 社協だよりの全戸配布及び社協ホームページによる情報提供を行います。
- (10) 広報こうなん及び報道機関へ記事掲載を依頼します。
- (11) 会合や講座等、あらゆる機会に本会事業のPRを行います。

2. 退職金積立事業

専任職員の退職手当の支給を円滑かつ効率的に行うため、全国社会福祉協議会が実施している全国社会福祉団体退職手当積立基金を活用し、退職金の積立を行います。

3. 地域福祉活動事業

地域における生きがい活動と地域の組織化を推進し、判断能力が低下し、社会的支援の必要な方への後見業務や普及啓発等に努めます。

- (1) ふれあい・いきいきサロン事業の推進と活動支援を実施します。
- (2) ふれあい・いきいきサロンの関係者連絡会を開催し、意見交換会を実施します。
- (3) ふれあい・いきいきサロンの新規開設及び協力ボランティアの養成を実施します。
- (4) 心の病をもつ人たちのフリースペースづくりを支援します。
- (5) 単独移動困難者を対象に行う移送サービス事業を適切に実施します。
- (6) 江南市民生委員児童委員協議会の活動を支援し、江南市民生委員児童委員協議会地域福祉部会との連携の強化に努めます。
- (7) 江南市成年後見センターの適正な運営に努めます。

4. ボランティアセンター活動事業

ボランティアセンターの機能強化を図り、市民のボランティア活動への理解と参加の促進に努めます。

- (1) ボランティアセンターの運営、登録ボランティア団体へのボランティア活動保険の助成等、連携強化に努めます。
- (2) 登録ボランティアグループの活動を支援し、福祉ニーズの充足に努めます。
- (3) 登録ボランティアグループの協力による各種講座等を実施し、ボランティアを育成します。
- (4) 視覚障がい者に対する情報保障及び社会参加の支援として、声の広報事業や点訳活動をボランティアの協力を得て実施します。
- (5) 聴覚障がい者に対する情報保障及び社会参加の支援を、当事者団体、手話及び要約筆記のボランティアサークルと連携し行います。

- (6) ボランティアセンター運営委員会において、情報交換、事例検討行い、ボランティアセンター運営委員会の在り方について検討します。
- (7) 関係機関との連絡調整を行い、ボランティア相談等を充実し、登録斡旋及びニーズの把握に努め需給調整を推進します。
- (8) 市民への防災ボランティア活動の啓発や災害ボランティアセンターについて検討します。
- (9) 登録ボランティアグループの活動把握や、交流を通じた他グループの会員同士のつながりを深めるために、「福祉ボランティアふれあいまつり」を実施します。
- (10) 西尾張ブロックボランティアフェスティバルに参画し、近隣地域とのボランティア活動者との相互交流を実施します。
- (11) ボランティアセンターガイドブックを作成し、市民へのボランティア活動の啓発に努めます。

5. 一般募金配分金事業

市民からの善意によって集められた共同募金に対し、本会は受配団体として、第2次江南市地域福祉活動計画の実践、地域福祉推進事業の実施や福祉関係団体への支援、福祉教育の推進、要支援者への援護等、あらゆる地域福祉の推進に努めます。

【第2次江南市地域福祉活動計画の実践】

- (1) 住民同士が支え合う地域づくりの構築に向けて、市民意識調査を実施し、地域課題の把握に努めます。
- (2) 小学校区または中学校区を基盤とした、住民同士の支え合いの仕組みづくりを検討します。
- (3) 江南市地域包括支援ネットワーク会議と協働し、認知症の方が地域で安心して暮らすための地域包括ケアシステムの構築に努めます。
- (4) 福祉施設、関係機関、地域関係者等の参画を得ながら「障がい福祉地域支援会議」において、障がい者の個別支援体制や地域課題の解決方法に向けた仕組みづくりの構築に努めます。

- (5) 第2次江南市地域福祉活動計画に基づく実践の評価および市民への啓発のために「地域福祉実践事例集」を作成します。
- (6) 第2次江南市地域福祉活動計画の進捗状況及び活動評価を推進委員会において協議します。

【本会事業の広報及び情報発信事業の推進】

- (1) 社協だよりを年6回発行し、本会事業の活動状況及び福祉情報を掲載し、情報発信の充実に努めます。

【高齢者福祉事業の推進】

- (1) 満100歳の方に祝意を表します。
- (2) 敬老会を開催し祝意を表します。
- (3) 結婚50周年を記念して祝意を表します。
- (4) 老人クラブ連合会のスポーツ・文化活動の支援及び各地区老人クラブの活動を支援します。

【障がい児・者福祉事業の推進】

- (1) ボランティア・福祉団体との連携を強化し、当事者活動を支援します。
- (2) 福祉施設との連携と協働に努め、福祉施設が実施する地域住民との地域交流事業の支援を行います。
- (3) 障がい児地域生活支援公募事業を実施し、障がい児の地域生活支援事業を支援します。

【児童・青少年福祉事業の推進】

- (1) 児童公園遊具整備の補助事業を推進します。
- (2) 子ども会連絡協議会の運営、優良子ども会の表彰及び各種大会の支援を行います。

- (3) ボランティアの協力を得て「わんぱくキャンプ」事業を推進します。
- (4) 子育て支援団体と連携し、地域における子育て支援に努めます。
- (5) ボーイスカウト及びガールスカウト活動を支援します。

【母子・父子福祉事業の推進】

- (1) 母子寡婦福祉会の運営を支援します。
- (2) 母子・父子家庭の新入学・卒業児童生徒の激励を行います。

【福祉育成援助事業の推進】

- (1) 福祉関係団体と連携を強化し、団体活動を支援します。
- (2) 当事者団体やボランティア・市民活動団体を対象に公募制地域活動支援事業による公開プレゼンテーション審査会を通じて地域福祉推進のための効果的な助成を行います。
- (3) 民間団体からボランティアとして協力を得、高齢者等の住宅環境補修事業を実施します。
- (4) 傾聴ボランティア養成講座を開催し、「聴く」ことのスキルを持つ市民を養成し、様々な分野での活動を推進します。

【福祉教育事業の推進】

- (1) 江南市社会福祉協力校事業を実施し、学校における福祉教育を推進します。
- (2) 学校における福祉教育事業として「福祉実践教室」へ講師を派遣します。
- (3) 福祉施設や保育園の協力を得て、中・高校生を対象に夏休み期間における福祉体験学習事業を実施します。
- (4) 福祉施設や当事者団体の協力を得て、子どもフェスティバルに参画し、車いす教室、手話教室を実施します。

- (5) 福祉施設、当事者団体、登録ボランティアグループと協働して子ども福祉塾を実施するとともに、子ども達の学びを深めるための子ども福祉塾サポーターを養成し、地域での学びを推進します
- (6) 福祉教育プログラム開発モデル指定校事業を実施し、小学校を拠点にした福祉教育プラットフォームの構築及び学年別に応じた福祉教育を推進します。
- (7) 福祉教育プログラム開発モデル指定校事業に基づく福祉教育プログラムマニュアル事例集を作成します。

【社会的支援が必要な方への相談・援護事業及び市民生活の支援】

- (1) 高齢者や障がいのある方、又はその家族を対象に法律に関わる事柄や権利擁護に関する無料法律相談を実施します。
- (2) 生活困難者への「一時援護資金」の貸付を推進し、面接調査と生活指導を強化し、貸付対象者の生活状況の把握及び自立支援に努めます。
- (3) 住民火災世帯に対し、見舞金を交付し激励します。

6. 歳末たすけあい配分金事業

市民からの善意によって集められた歳末たすけあい募金に対し、本会は受配団体として、社会的支援が必要な方への生活支援及びボランティアやふれあい・いきいきサロンの活動を支援します。

- (1) 社会的支援が必要な方へ金品配布事業等を行います。
- (2) 一人暮らし高齢者を主な対象にした、高齢者ふれあい食事会を古知野第一地区民生児童委員協議会の協力を得て実施します。
- (3) ボランティアグループやふれあい・いきいきサロンが行う歳末事業を支援します。

7. 福祉センター管理事業（市受託事業）

指定管理者として江南市老人福祉センター(1階)及び江南市中央コミュニティセンター(2階)の適切な管理・経営を実施します。

- (1) 江南市内に居住する60歳以上の方を対象に、看護師による健康相談の実施、浴場の管理及び老人クラブ等の地域間クラブ交流により、生きがいの場づくりを推進するために、老人福祉センターの適切な管理・経営を行います。
- (2) 区会、町内会、老人クラブ、子ども会、各趣味の会等の各種コミュニティ組織によるコミュニティ活動を活性化し、地域住民が快適で健全な日常生活が過ごせるような中央コミュニティセンターの管理・経営を行います。

8. 生活支援通所事業（市受託事業）

高齢者生活支援通所事業の受託運営を推進します。

- (1) 家に閉じこもりがちな65歳以上の高齢者に対し、車での送迎を行い、生活指導や健康状況確認、趣味の活動等を実施し、生きがいのある生活を送るための支援を行います。

9. ホームヘルパー派遣事業（市受託事業）

ホームヘルパー派遣事業の受託運営を推進します。

- (1) 要介護認定で自立と判定された高齢者へのホームヘルパー派遣事業を実施します。
- (2) 日常生活を営むのに支障がある高齢者及び身体障がい者の方がいる家庭で、居宅などの改良を行う住宅改修相談事業（リフォームヘルパー派遣）の受託運営を実施します。
- (3) 母子家庭等日常生活支援事業の受託運営を推進します。

10. 訪問介護事業

介護保険法及び障害者自立支援法に基づき、ホームヘルパーによるサービス提供を実施し、利用者の地域自立生活の支援を実施します。

- (1) 個人の尊厳を基本とし、利用者の利益を保護し、質の高いサービス提供に努めます。
- (2) 指定訪問介護事業者としてホームヘルパーの人材確保及び研修を実施し、サービスの向上に努めます。
- (3) 愛知県介護職員処遇改善交付金事業及び愛知県福祉・介護人材の処遇改善事業助成金事業として助成金を受給し、ホームヘルパー職員の処遇改善を行います。
- (4) 介護保険法及び障害者自立支援法による事業の収入確保に努めます。

11. 居宅介護支援事業

介護保険法に基づき、ケアマネージャーが利用者のケアマネジメントを行い、ケアプランの作成等の居宅介護支援を実施し、利用者の地域自立生活の支援を実施します。

- (1) 個人の尊厳を基本とし、利用者の利益を保護し、質の高いサービス提供に努めます。
- (2) 指定居宅介護支援事業者として、ケアマネージャー等の人材確保及び研修を実施し、サービスの向上に努めます。
- (3) 指定居宅介護支援事業者として、サービスの調整及び介護サービス計画の作成等介護支援に努めます。
- (4) 要介護認定訪問調査事業を受託し実施します。
- (5) 介護保険法及び障害者自立支援法による事業の収入確保に努めます。

12. 地域福祉サービスセンター事業

市民の誰もが必要な時にサービスの利用が出来るように、相談援助事業を実施し、地域自立生活を支援します。

- (1) 訪問相談の実施等、「福祉カルテ」を作成し、福祉に関する相談に応じます。
- (2) 関係機関と連携し、関係機関との連絡調整を図り、福祉カルテへ登録している利用者に対して、福祉情報の提供や定期的に訪問し状況把握に努めます。
- (3) 自己判断能力の乏しくなった方に、生活支援員による「日常生活自立支援事業」の支援を行います。

13. 暮らし資金貸付事業

愛知県社会福祉協議会が実施する、暮らし資金貸付事業の相談窓口として、適正な事業運営を行います。

- (1) 貸付対象者の生活状況の把握及び自立支援に努めます。

14. 生活福祉資金貸付事業

愛知県社会福祉協議会が実施する、低所得者や障がい者世帯、高齢者世帯、離職者世帯への資金の貸付の相談窓口として、適切な事業運営を行います。

- (1) 各種貸付内容を把握し、相談者への適切な利用支援を行います。
- (2) 相談員を配置し、面接調査等の相談支援体制を強化します。
- (3) 民生委員の協力を得て、貸付対象者の生活状況の把握及び自立支援に努めます。

15. 市民福祉基金事業

相互扶助の高揚と寄付の啓発を図るとともに、市民福祉基金の有効な運用や活用に努めます。

- (1) 個人及び法人の寄付の啓発に努めます。
- (2) 市民福祉基金の有効な運用に努めます。
- (3) 地域福祉活動を推進するための財源として、市民福祉基金を各種事業に充当します。